

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 12日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県島田市御仮屋町8863-1

氏名 株式会社グロージオ

代表取締役社長 栗田良久

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0547 - 36 - 2000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社グロージオ		
事業場の所在地	静岡県	島田	市 御仮屋町8863-1
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	総合工事業		
② 事業の規模	完成工事高 ¥2,100,000,000		
③ 従業員数	74人		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	当社は工事現場から発生するアスファルト塊、コンクリート塊及び産業廃棄物の対象となる物全てを産業廃棄物処理業の許可を得ている中間処理業者に委託して処理を行っている。		

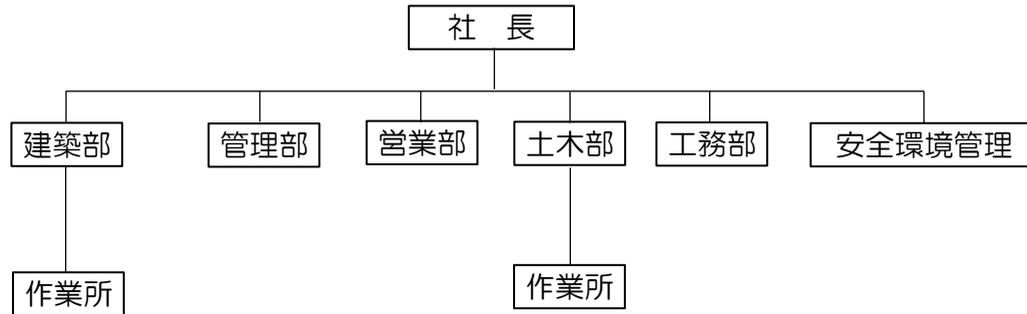
（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

監査役

※安全環境管理室が産業廃棄物管理担当部署である。
※各作業所(現場)でマニフェスト伝票の管理を行っている。



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	建設汚泥(残土を除く)	4.820 t
	廃プラスチック類	9.485 t
	木くず	137.170 t
	紙くず	0.060 t
	金属くず	1.130 t
	コンクリート破片	317.780 t
	アスファルト・コンクリート破片	242.978 t
	建設混合廃棄物	19.448 t
(これまでに実施した取組) 当現場作業所から発生する産業廃棄物はアスファルト塊及びコンクリート塊の安定型廃棄物は、すべて中間処理業者に委託しており、その中間処理業者は再生材として、道路用のアスファルト合材、再生路盤材、再生基礎材等の製品として販売している。木くず、廃プラスチック、金属くず、混合廃棄物、汚泥等は中間処理業者に委託し、焼却または再生処理している。		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	建設汚泥(残土を除く)	5.000 t
	廃プラスチック類	5.000 t
	木くず	100.000 t
	紙くず	0.100 t
金属くず	1.000 t	

④計画	コンクリート破片	200.000 t
	アスファルト・コンクリート破片	200.000 t
	建設混合廃棄物	10.000 t
	(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 処理内容を確認し、処理業者と適切な委託契約を締結する。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各作業所に於いてのエコアクションの取り組み。	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量
		0.000 t
	(これまでに実施した取組)	
	②計画	【目標】
産業廃棄物の種類		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量

①現状		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		(今後実施する予定の取組)	

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
		0.000 t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和 5 年度）実績】	
------------------	--

①現状	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	(これまでに実施した取組)					

【目標】						
		産業廃棄物の種類	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)
②計画	①優良認定処理業者への処理委託量	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	②再生利用業者への処理委託量	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	③認定熱回収業者への処理委託量	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
(今後実施する予定の取組)						
※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。